



令和5年(ネ)第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

## 控 訴 答 弁 書

令和5年9月1日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

〒980-0811 仙台市青葉区一番町二丁目3番22号

仙台ビルディング5階

弁護士法人三島法律事務所(送達場所)

電 話 022-223-3857

FAX 022-265-5735

被控訴人訴訟代理人弁護士 三 島 卓 郎



同 真 田 昌 行



同 佐 藤 康 浩



同 真 田 昌 実



〒980-0811 仙台市青葉区一番町三丁目7番1号

電力ビル8階

東二番丁通法律事務所

電話 022-216-3911

FAX 022-216-2912

被控訴人訴訟代理人弁護士 小野 浩



〒980-0811 仙台市青葉区一番町一丁目17番24号

高裁前ビル8階

石井慎也法律事務所

電話 022-264-3016

FAX 022-264-3017

被控訴人訴訟代理人弁護士 石井 慎也



〒980-0811 仙台市青葉区一番町二丁目11番12号

プレジデント一番町208

法律事務所あかり

電話 022-221-5885

FAX 022-221-6571

被控訴人訴訟代理人弁護士 及森 善弘



〒105-0004 東京都港区新橋二丁目4番2号

アオヤギビル7階

山内法律事務所

電話 03-3593-2034

FAX 03-3593-2036

被控訴人訴訟代理人弁護士 山内 喜明



〒980-8550 仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

電話 022-799-6217

FAX 022-227-8197

被控訴人訴訟代理人弁護士 吉田 宏喜



同 村澤 克典



## 目次

I 控訴の趣旨に対する答弁 .....	5
II 控訴の理由に対する答弁 .....	5
第1 人格権侵害の具体的危険に係る控訴人らの主張が失当であること .....	5
1 原判決の判示 .....	5
2 控訴人らの主張 .....	7
3 控訴人らの主張が失当であること .....	7
(1) 人格権に基づく差止請求の要件と主張立証責任 .....	8
(2) 人格権侵害の具体的危険の主張立証が欠如していること .....	8
(3) 多数の裁判例が原判決と同様の判示をしていること .....	9
(4) 小括 .....	11
第2 控訴人らのその他の主張が失当であること .....	12
1 緒論 .....	12
2 深層防護の考え方に係る控訴人らの主張が失当であること .....	12
(1) 原判決の判示 .....	12
(2) 控訴人らの主張 .....	13
(3) 控訴人らの主張が失当であること .....	14
3 水戸地方裁判所令和3年3月18日判決に基づく控訴人らの主張が失当であること .....	16
4 原子力規制委員会前委員長の答弁に関する主張について .....	16
5 改正原子力基本法第2条の3に関する控訴人らの主張について .....	17
第3 結語 .....	18

頭書の事件について、被控訴人は、下記のとおり答弁する。

なお、下記においては、被控訴人が原審において提出した書面の記載例に倣って、適宜略称を用いるものとする。

## 記

### I 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 控訴人らの本件控訴をいずれも棄却する
  - 2 控訴費用は控訴人らの負担とする
- との判決を求める。

### II 控訴の理由に対する答弁

#### 第1 人格権侵害の具体的危険に係る控訴人らの主張が失当であること

##### 1 原判決の判示

本件は、控訴人らが、避難計画の不備を理由に、人格権に基づく妨害予防請求として、本件2号機の運転差止を求めている事案であるところ、原判決は「本件避難計画が実効性を欠いていることをもって、直ちに本件2号機の差止めを求めることができるか否か」という争点について以下のとおり判示し、控訴人らの請求を棄却したものである。

「人の生命・身体は、それ自体が極めて重要な保護法益であるから、生命・身体に係る人格権が違法に侵害される具体的危険がある場合には、違法な侵害行為を予防するため、人格権に基づく妨害予防請求として、当該侵害行為の差止めを求めることができる。そして、人格権に基づく妨害予防請求としての差止請求においては、差止めを求める原告側において、人格権侵害の具体的危険の存在について主張立証すべき責任を負うこととなり、この点は原子炉の運転差止請求において

も異なるところはないというべきである。

この点、本件2号機の運転差止めの理由として原告らの主張する人格権の侵害の危険は、本件2号機において放射性物質が異常に放出される事故が発生した場合に、原告らについて、実効性を欠く本件避難計画の下に困難な避難を強いられることにより、上記事故により放出された放射性物質による放射線に被ばくする危険があるというものである。

そして、原告らの上記主張は、本件2号機において放射性物質が異常に放出される事故が発生することがその前提となっているところ、このような事故が発生した場合において、仮に本件避難計画が実効性を欠くものであるとすると、原告らが放射性物質による放射線に被ばくする危険があることは確かである。

しかし、原告らの人格権に基づく妨害予防請求としての本件2号機の運転の差止請求を認めるかどうかを判断するに当たっては、本件2号機の運転再開により、当然に放射性物質を異常に放出する事故が発生する具体的危険が存在するということを前提とすることはできない。そして、原告らは、本訴訟において、本件2号機の運転再開によって放射性物質が異常に放出される事故が発生する危険につき、具体的な主張立証をしておらず、このような主張立証の状況からすると、本訴訟においては、本件2号機の運転が再開されることにより放射性物質が異常に放出されるような事故が発生する具体的危険があるものと認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

そうすると、本件2号機の運転の再開により人格権が侵害される危険があるという原告らの主張は、その前提を欠くものというべきであるから、仮に原告らが主張するように本件避難計画が実効性を欠くものであったとしても、原告らの人格権が違法に侵害される具体的危険

があるものと認めることはできない。」(原判決18頁～19頁)

## 2 控訴人らの主張

控訴人らは、控訴理由書において、「控訴人らが『大事故の発生の具体的危険の主張立証』を行わない場合も大事故はあり得る」(控訴理由書3頁)こと、及び、「もし大事故が発生した場合、避難計画に実効性があれば控訴人らの生命、身体に対する被害(被ばく)は最小限に抑えられるが、避難計画に実効性が欠けていれば、控訴人らは被ばくし生命、身体が害されるおそれがある」(同4頁)ことなどから、「避難計画の実効性が欠如していれば、女川原発の大事故によって生ずる控訴人らの生命、身体が害されるおそれは、社会通念上許容されない具体的な危険であるから、かかる危険を除去すべく、女川原発の運転を差止めるべきである。」(同4頁)、「裁判所は、避難計画の実効性について審査し、その実効性に重大な不備があれば、(中略)人格権侵害の具体的危険性が推定されるべきである。」(同8頁)などと主張しているが、結局のところ、本件2号機の運転が再開されることにより放射性物質が異常に放出されるような事故が発生する具体的危険についての主張立証がなくても、避難計画が実効性を欠いていることをもって直ちに本件2号機の運転差止めを求めることができる旨の主張をしているものと思われる。

## 3 控訴人らの主張が失当であること

前記2における控訴人らの主張は、事実上一審における主張を繰り返すに過ぎないものであり、これらの主張が失当であることについては一審答弁書のⅢの第9(129頁～137頁)及び最終準備書面第4の1ないし3(12頁～15頁)で述べたとおりであるが、この点について改めて論ずれば次のとおりである。

(1) 人格権に基づく差止請求の要件と主張立証責任

控訴人らは、本件において、人格権に基づく本件2号機の運転差止を請求しているが、人格権に基づく差止請求が認められるためには、人格権侵害による被害の危険が切迫していることという要件を充たす必要がある。そして、本件のような妨害予防(排除)請求は、将来発生するか否か不確実な侵害の予測に基づいて相手方の権利行使を制約しようとするものであるから、単に論理的ないし抽象的な危険の存在だけでは足りず、人格権侵害による被害が生じる具体的危険の存在が必要となる。

また、本件が民事裁判である以上、民事裁判における主張立証責任の一般原則に従い、請求が認められるための要件についての主張立証責任は控訴人らにあり、原子力発電所に関する裁判においてもこの理を変更すべき理由はなく、主張立証責任の所在を転換した裁判例も存在しない(一審答弁書130頁～132頁および最終準備書面12頁～13頁参照)。

(2) 人格権侵害の具体的危険の主張立証が欠如していること

控訴人らは、人格権侵害の具体的危険について、実効性のある避難計画が策定されないまま被控訴人が本件2号機を運転することにより、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生したときに、控訴人らが危険かつ一層困難な避難を強いられ、無用な被ばくを強いられる危険性がある旨主張している。

そうすると、控訴人らの主張する人格権侵害の具体的危険は、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生することを前提としているから、避難計画の実効性の欠如により人格権侵害の具体的危険が存在すると認められるためには、その前提として、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事



故が発生する具体的危険が認められる必要があることになる。

そして、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険の存在が肯定されるためには、本件2号機の運転に際し、いかなる設備や構造等に起因し、どのような機序で、控訴人らの人格権を侵害する放射性物質を異常に放出するような事故が現実が発生する蓋然性があるのかということが、科学的、専門技術的知見を踏まえて検討されなければならない。

それにもかかわらず、控訴人らは、避難計画の不備について主張することに終始しており、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険について何ら主張立証を行っていない（なお、そもそも本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が認められないことは、一審答弁書のⅢの第6（68頁～103頁）及び最終準備書面第2（5頁～7頁）のとおりである。）。

したがって、避難計画に関する控訴人らの指摘の当否を論ずるまでもなく、控訴人らの請求が棄却されるべきことが明らかであり、避難計画が実効性を欠いていることをもって直ちに本件2号機の運転差止めを求めることができる旨の主張は失当である（一審答弁書132頁～135頁および最終準備書面13頁～15頁）。

### （3）多数の裁判例が原判決と同様の判示をしていること

原子力発電所の運転に係る多くの裁判例においても、原判決と同様に、避難計画が実効性を欠いていることをもって直ちに本件2号機の運転差止めを求めることはできないという趣旨の判示がなされている。近年のものを中心に、代表例を以下に挙げる。

「少なくとも人格権に基づく原子力発電所の運転差止めの当否を考えるに当たって、緊急時の避難計画が作成されていなかったり、

あるいはその内容に瑕疵があったとしても、そのことによって直ちに原子力発電所の危険性が肯定されるとか、運転の差止めという結論が導かれるものではなく、そもそも当該原子力発電所について人格権の侵害を招くような重大事故等を起こす具体的危険性があるか否かが検討されるべきであり、その危険性が肯定される場合に運転の差止請求が認められるというべきである。」、「1審原告らは、福井県やおおい町の策定した地域防災計画等による防災対策の内容を縷々論難するが、上記のとおり、人格権に基づく原子力発電所の運転差止請求の当否を考えるに当たって、基本的には避難計画の策定や内容の是非は争点とならないこと、加えて、本件発電所における安全確保対策、ないし異常の発生・拡大の防止対策、重大事故等対策に不合理な点はないことなどのこれまでの説示に照らせば、上記にいう1審原告らの指摘を検討する必要はない。」（名古屋高裁金沢支部平成30年7月4日判決（判時2413・2414号71頁）。被控訴人ら（住民側）が上告及び上告受理を申し立てず確定。）

「本件各原発が稼働することにより、債権者らが安全に避難できずに放射線被害が発生するといった人格権侵害に対する具体的危険があるといえるためには、避難計画の不備のみでは足りず、その前提として、債権者らが避難を要するような、本件各原発の外に放射性物質が放出される事故が発生する具体的危険を主張し、個別具体的に疎明する必要があるというべきであるところ、本件においては、本件各原発において債権者らが避難を要するような事故が発生する具体的危険性に関する主張及び疎明があるとはいえない。」（大阪地裁令和3年3月17日決定（裁判所ウェブサイト掲載）。申立人ら（住民側）が即時抗告を申し立てず確定。）

「避難計画の不備を理由に人格権侵害の具体的危険を疎明する場合においては、その前提として、債権者らが避難を要するような事態（放射性物質が外部に放出される事態）が発生する具体的危険を具体的に疎明する必要があるものと解される。」、「この点を本件について検討すると、そもそも、債権者らが避難を要するような事態（放射性物質が外部に放出される事態）が発生する具体的危険について十分な疎明があるとはいえないことは前記2から7までにおいて検討したとおりであるから、この点に関する債権者らの主張は、前記の前提を欠くものであり、避難計画に不備があるか否かについて検討するまでもなく、理由がないものというほかない。」（大阪地裁令和4年12月20日決定（裁判所ウェブサイト掲載））

「本件原発の有する危険性は社会通念上無視し得る程度にまで管理され客観的に見て安全性に欠けるところがないといえ、その運転等によって放射性物質が債権者らの居住地を含む周辺環境に放出される具体的危険が存在することの疎明はないから、この具体的危険が存在することを前提とする債権者らの主張を認めることはできない。したがって、大分県及び同県内の自治体における避難計画の有無やその内容を検討するまでもなく、本件原子炉の運転により、債権者らの生命、身体及び健康という重大な法益が侵害される具体的危険が存在するとは認められない」（大分地裁平成30年9月28日決定（公刊物未掲載）。申立人ら（住民側）が即時抗告を行ったが、その後取下げ、確定。）

#### （4）小括

以上より、前記1の原判決の判示が正当であり、控訴人らの主張が失当であることは明らかである。

## 第2 控訴人らのその他の主張が失当であること

### 1 緒論

控訴人らは、前記第1の2の主張以外にも、控訴理由書において、人格権侵害に関するいくつかの主張を行っているところ、避難計画に関する控訴人らの主張の当否を論ずる以前に控訴人らの人格権侵害の具体的危険が認められる余地がなく、原判決の判示が正当であり、控訴人らの主張が失当であることは前記第1の3のとおりであるから、控訴人らの上記各主張は、まずこの点においていずれも失当である。また、これらの主張についても、事実上一審での主張の繰り返しに過ぎず、既に被控訴人は一審答弁書及び最終準備書面において控訴人らの主張が失当であることについて指摘している。以下においては、上記の点を措くとしても、控訴人らの控訴理由書における各主張が認められないことについて改めて述べる。

### 2 深層防護の考え方に係る控訴人らの主張が失当であること

#### (1) 原判決の判示

控訴人らは、一審において、避難計画の実効性の欠如によって周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるという主張の根拠として、深層防護の考え方を挙げていたが、これに対して原判決は以下のとおり判示し、控訴人らの主張を排斥している。

「深層防護に基づいた原子炉施設の安全確保の考え方は、予防的な観点から防護を確実なものとするため、各防護レベルについて独立の有効性を図るというものであって、第5層に相当する避難計画に不備があるという場合に、直ちに放射性物質が当該原子炉施設の周辺の環境に異常に放出される具体的な危険があることを示すものであるとか、これを当然の前提としたものであると解することはできない。そうすると、この深層防護の考え方を踏まえても、本件

避難計画に不備があることのみをもって直ちに原告らに人格権侵害の具体的危険があるものと認めることはできない。原告らの人格権に基づく妨害予防請求としての本件2号機の運転の差止請求の可否という観点からは、本件2号機において放射性物質が異常に放出されるような事故が発生する具体的危険が存在することについての主張立証が必要となることは前記(1)で説示したとおりであり、この点についての具体的な主張立証がない以上、原告らの指摘する深層防護の考え方を踏まえても、原告らの人格権に基づく妨害予防請求としての本件2号機の運転の差止めを認めることはできないというべきである。」(原判決22頁)

## (2) 控訴人らの主張

これに対し、控訴人らは、控訴理由書において、前記第1の2の主張の根拠として、「30km圏内住民との関係では、第5層の防護までの深層防護が完全に徹底された時のみ、原発の運転が許容される。もともと危険な原発が深層防護の徹底という条件の下で運転が許容されるのであるから、控訴人らは許容条件の欠陥(深層防護の欠陥)を主張・立証すれば足りる。」(控訴理由書8頁)と述べるなど、深層防護の考え方に関する誤った理解に基づく主張を繰り返している。

その上で、「控訴人らは、避難計画に不備があったと主張しているが、『第5層に相当する避難計画に不備があるという場合に、直ちに放射性物質が当該原子炉施設の周辺環境に異常に放出される具体的な危険があることを示すものであるとか、これを当然の前提としたものである』(同22頁)などという主張はしていない。控訴人らの主張は前記のとおりである。一審判決は、大事故発生の具体的危険の主張・立証を要求し、深層防護の概念自体を否定した

ために、控訴人らの主張していないことを主張しているかのようにして、辻褃を合わせざるを得なかったのである。」(同27頁)と原判決が控訴人らの主張を曲解していると主張している。

(3) 控訴人らの主張が失当であること

しかし、一審答弁書のⅢの第9の3(132頁～135頁)で述べたとおり、深層防護の概念は、その第5層の防護に不備があることをもって地域住民に放射線被害が及ぶ危険が生じることを意味するものではないし、以下に挙げる原子力発電所の運転差止に係る裁判例の多くも上記の控訴人らのような主張を採用していない。

「深層防護の概念ないし同概念に基づく安全設計は、飽くまでも予防的な観点から防護を確実なものとするために求められるものであって、第5層の防護に不備があれば即座に地域住民に放射線被害が及ぶ危険が生じるということを意味するものであるとは認められない」(前掲大阪地裁令和3年3月17日決定)

「深層防護の考え方の基礎である『前段否定』『後段否定』という概念は、あえて各々を独立した対策として捉え、各段階における対策がそれぞれ充実した十分な内容となることを意図したものであることは明らかであるから、人格権侵害による被害が生ずる具体的危険が存在するか否かにおいて、第1から第4までの各防護レベルの存在を捨象して無条件に放射性物質の異常放出が生ずるとの前提を置くことは相当でなく、放射性物質の異常放出が生ずるとの疎明を欠くにもかかわらず、第5の防護レベル(避難計画)に不備があれば直ちに地域住民に放射線被害が及ぶ具体的危険があると認めることはできない。このことは、仮に第5の防護レベルに不備があること自体に基づいて人格権侵害の抽象的なおそれの疎明があると認めるとすれば、放射性物質放出の抽象的・潜在的な危険性の

みをもって本件発電所の運転差止めを認めることとなって相当でないことから明らかである。」(前掲大阪地裁令和4年12月20日決定)

「深層防護の考え方は、安全に対する脅威から人を守ることを目的として、ある目標を持った幾つかの障壁(防護レベル)を用意して、各々の障壁が独立して有効に機能することを求めるものであって、深層防護の考え方により、第5層の避難計画の合理性、実効性が求められることになるとしても、人格権に基づく妨害予防請求としての本件各原子炉施設の運転の差止請求の当否を判断するに際し、第1層から第4層までの防護レベルが機能せず、過酷事故が発生し、抗告人らの人格的侵害の危険性が存在していることを当然に推認、擬制することまでが求められるものではないというべきである」(福岡高裁令和元年9月25日決定(公刊物未登載)。抗告人ら(住民側)が特別抗告及び許可抗告を申し立てず確定。)

また、前記第1の3(2)のとおり、人格権侵害の具体的危険が存在すると認められるためには、その前提として、本件2号機において放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険が認められる必要があるのであるから、控訴人らが主張の曲解であると指摘する原判決の判示は、むしろ控訴人らの主張を善解したものであって、控訴人らの批判はあたらない。

したがって、控訴人らの上記主張は失当であり、原判決の判示が正当であることは明らかである。

なお、控訴人らは、「新規制基準は、(中略)深層防護の概念(中略)を深化させ、第5層まで拡張した」、「新規制基準が第5層を排除したものでもないことは明らかである。」(控訴理由書7頁)などと主張しているが、上記主張が失当であることは明らかである。

3 水戸地方裁判所令和3年3月18日判決に基づく控訴人らの主張が失当であること

控訴人らは、控訴理由書においても、一審での主張と同様に、避難計画の実効性の欠如によって周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるという主張の根拠として、水戸地裁令和3年3月18日判決（甲A第49号証）を挙げている（控訴理由書11頁～12頁、16頁～19頁、22頁～24頁）。

しかし、上記判決が放射性物質を異常に放出するような事故が発生する具体的危険の有無について検討することなく、単に観念的ないし抽象的、潜在的な危険を前提に請求を認容したものであって、高等裁判所の判断を含む他の多くの裁判例と判断を異にするもので本件において参考となり得ないことは、一審答弁書のⅢの第9の4（135頁～136頁）及び最終準備書面第4の4（2）（15頁～16頁）で述べたとおりであるから、同判決に依拠した控訴人らの主張は失当であり、原判決の判示は正当である。

4 原子力規制委員会前委員長の答弁に関する主張について

控訴人らは、控訴理由書第2の2の①～⑪（9頁～12頁）において、一審での控訴人らの主張について繰り返したうえで、「とりわけ第1層ないし第4層の防護と第5層の防護との関係を正しく解説している②〔被控訴人注：原子力規制委員会前委員長の答弁に関する主張〕についての判断は不可欠である」（控訴理由書12頁）として、原子力規制委員会前委員長の答弁に関する控訴人らの主張について判断しなかった原判決に判断の遺漏や理由不備があると主張している。

しかし、最終準備書面第4の4（6）（21頁～22頁）で述べたとおり、控訴人らが主張の根拠として引用する原子力規制委員会委員長の衆議院原子力問題調査特別委員会での答弁等は、防災計画等の立



案・検討をする際の姿勢を述べたものであり、個別の発電所において事故が発生する蓋然性があると述べたものではない。

なお、防災計画等の立案・検討をする上で、万が一の事故が起きることを想定して議論することは言わば当然の姿勢である（このような防災計画等の立案・検討についての議論をすることが、原子力発電所の安全性に問題があることを意味しないこともまた当然である。）。控訴人らは、防災計画等の立案・検討の議論と、控訴人らに主張・立証が求められている本件2号機の運転によって控訴人らに生ずる人格権侵害の具体的危険の議論とを、混同して（または議論をすり替えて）主張しているものに過ぎない。

したがって、控訴人らの上記主張は失当であり、原判決が正当であることは明らかである。

#### 5 改正原子力基本法第2条の3に関する控訴人らの主張について

控訴人らは、控訴理由書において、「大事故発生の具体的危険の主張・立証を要求し、結果として大事故の発生を否定できないことを否定し、そのことによって第5層の防護自体を否定した一審判決は、福島第一原発事故の教訓に基づき改正された原子力基本法を頂点とする第1層ないし第5層の深層防護の法体系と改正原子力基本法第2条の3に違反する判決である。」（控訴理由書22頁）などと、一審判決が改正原子力基本法第2条の3に違反すると主張している。

控訴人らの主張の趣旨は不明確であるが、結局のところ、当該主張は、深層防護の考え方に関する控訴人らの認識の誤りに基づく主張であると考えられることから、前記第2の2（3）のとおり控訴人らの上記主張は失当である。

### 第3 結語

以上のとおり、控訴人らの控訴理由は、事実上原審における主張を繰り返すものであり、いずれも理由がない。原判決が正当であることは明らかであり、控訴人らの控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上